

現在、保育士養成校で保育士を目指す全ての学生は、10日間（保育実習Ⅰ、必修）、あるいはさらに10日間（保育実習Ⅲ）、保育所以外の児童福祉施設（知的障がい者の入所施設を含む）で保育実習を行うことになっている。保育実習Ⅲは、保育所での実習（保育実習Ⅱ）との選択必修である。

保育実習Ⅰでは、乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・知的障害者更生施設（入所）・知的障害者授産施設（入所）・児童相談所一時保護施設・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園のいずれかで実習する。

保育実習Ⅲでは、児童厚生施設または知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く。）で実習する。

保育実習Ⅲを履修する学生がどの程度の割合なのか資料を持ち合わせていないが、保育士資格を得るまでに1カ所、多くても2カ所の、保育所以外の児童福祉施設で実習をすれば良いというのが現行の保育士養成課程である。

これに対し、ID11, 19, 47は実習の回数や期間を増やすことを提案している。実習生を受け入れる当該児童福祉施設としては、現状でも実習生への指導に多くの労力を費やしていることは想像に難くない。しかしそれでも、当該児童福祉施設で働く保育士を養成するために、今まで以上の負担になっても構わないということであろう。

保育所に就職することしか考えていない学生は、保育所以外の児童福祉施設で実習をする必要はないと考えれば（「保育所保育士」と「施設保育士」を分離）、それだ

け当該児童福祉施設で実習する学生へのきめ細かい指導が可能となる。

3-2-3. 選択肢3に関する自由記述

「3. 2年間（短期大学・専門学校・大学1, 2年次）で『保育所保育士』を養成し、その後、希望者を対象に、1～2年間（短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学3, 4年次）で『施設保育士』を養成する。4年制の大学では、『保育所保育士』だけを取得するという選択肢もありえる。」を選んだ回答者は、以下のような記述をしていた。

○現行の保育士養成課程への疑問

ID16 保育所保育士としての勉強しかしていない状態で、施設に就職したとしても、仕事内容、対象児年齢とも全く異なる為、事前学習はとても大切だと思う。

ID36 従来の保育所保育士としての学習内容だけでは、施設保育士として必要な専門的知識や現場での実践を理解するには難しいと思います。

ID42 現在の保育士養成期間が2年間では、短いと考える。その2年間で保育所と施設の両方を学ぶのは、むずかしい。最初の2年間で保育全般を学び、その後、専門的に施設に関して学び、施設保育士の専門性を考えてはどうだろうか。

ID63 2年間で施設実習が1度というのは少ないと思う。施設保育士に関しては、もう少し長い実習体験が必要と思われる。

ID80 保育所保育士と施設保育では、その対象とする児童の年齢、障害の有無、現場での役割りは大きく異なると思う。

施設保育士希望する者に対する、より専門的な知識、技術の習得は絶対必要と思われる。

ID86 保育所と施設は全く違った養成が必要と思われる

「保育所保育士」の養成を中心としている現行の保育士養成課程に対する、保育所以外の児童福祉施設としての意見である。保育所と、保育所以外の児童福祉施設とでは、仕事内容、対象年齢、必要な知識等の点において違いが大きいことを指摘している。

また、施設で働く保育士が養成課程において、10日間の保育実習を1度あるいは2度しか経験していないことにも疑問が投げかけられている。

○「施設保育士」としての専門性

ID15 修業年限については、2～4年で十分だと思う。ただ、養成課程のカリキュラムの中に、福祉の専門的分野(理念、現状、実習など)を入れないで、実際「施設保育士」として働きだしても、学生時代、保育所との違いについていけないと共に、利用者のニーズやケースを広い視点で見て、深く考えることはできないと考える。

ID21 現場の中で専門職という立場で働くことになるので、ある程度の一般的な知識や専門的な知識を学ぶ機会が必要と思われる。現場の中で学ぶことも多いと思うので、実習の回数と増やすだけでなく、内容を充実させるための工夫が必要と思われる。

ID22 生活を基本として考えている施設にと

って、より幅の広い知識が必要と思われる。

ID53 施設は児童の生活の場であり、全能を以って処遇する必要がある、高い倫理観を求められるので、保育能力に加えて更に専門能力をつけるには、更なる教育が必要と考えられる。

ID56 虐待や障害等、困難な事例が多く、また、家庭調整等、難しい対応を求められることもあり、高い専門性が必要であると思います。そのため、4年制の大学での養成が必要であると思います。

保育所以外の児童福祉施設で働く保育士には、専門性が求められるのであり、そのためには現行の保育士養成課程では期間が短すぎるというのがこれらの意見の主張である。入所型の施設、あるいは障がいを持つこどもの施設は、帰宅する家のある健全児が多い保育所におけるほいくと比べて、子どもや保護者の主たるニーズが異なっている。特に、虐待や非行、障がいを持つ子どもに対応する力、家庭の保護者と連絡調整する力の養成が必要であるとの意見である。

○基礎資格としての「保育所保育士」

ID17 どのような施設でも、保育士としての保育技術は必要です。その上に各種施設での障害理解、介護技術、社会福祉士としての役割、医学的知識が要求されていると思います。

ID37 2年間の授業では健康な発達の基礎を知るこし、追加の1～2年では実習を含めていろいろな症例にあたる場に積極的に参加していく機会とすることがよいと

思います。

ID44 健全な方の発達の道筋を十分学んでから、専門的分野の学習を進めるべきだと思います。

ID64 「保育所保育士」を取得し、保育の土台を学んだあと、専攻科などにて、福祉施設の在り方や技術を学ぶ事で、より深く、専門的に知識を得る事が出来ると思います。また、両方の知識を得る事で、幅広い場で活躍できる「施設保育士」を養成する事が出来ると思います。

ID67 保育所保育士といえども、保育所に障害を持ったお子さんを受け入れることもある現状から考えると、ベースの部分の授業は全員対象として組み入れておいてもらいたい。志というのは変わることもあり得るわけで、プラスの年数で専門的なことを学んでもらえたら、と思います。と同時に資格取得の必要性も痛切に感じます。(児童施設でなければ保育士だけでは通用しません)

すでに「施設保育士」が対象とする子どもや保護者と、「保育所保育士」が対象とする子どもや保護者とは、そのニーズに違いがあることを指摘し、だからこそ「施設保育士」の養成が必要であるとの意見を抽出した(○「施設保育士」としての専門性)。

ここでは、同じ保育士として、「保育所保育士」と「施設保育士」の共通点について指摘している意見を取りあげる。これらの意見では、「保育所保育士」を保育士としての基礎資格と捉え、その上位資格として「施設保育士」を設定するという考えに基づいている。

○「保育所保育士」と「施設保育士」を分離したときの就職

ID2 施設保育士としての専門分野を勉強する必要があると思う。公立施設であれば、公立保育所と療育施設間の移動があるので資格は両方必要である。発達を知るという点では、一般保育所の勤務経験が必要だと思う。

ID7 5(選択肢5のこと一引用者)の「別の資格として養成する。」については、学生の卒後の就職先選択肢の幅を狭めてしまうとと思われる。また、保育所保育士を目指して養成校に入ったとしても、施設実習をして初めて施設での就職も考える学生も多いと思われるので、回答3(選択肢3のこと一引用者)の様な2年の養成課程終了後に、更にワンステップ設ける方法がよいのではないだろうか。

ID23 1(選択肢1、従来通りの保育士養成課程一引用者)を2年間ではなく3~4年間でおこない、その間に学生がそれぞれ保育所か施設かの進路を選択するというのが最もよいと思うが、3~4年にすることができないなら、2年間では短いので3(選択肢3、「保育所保育士」取得後に「施設保育士」を取得一引用者)が現実的かと思います。ただ、保育所保育士の資格取得に施設実習を必修にするべきです。実習を経験することで施設に進路変更する場合もあるが、保育園に入所する子の多様性から保育所保育士も施設の状態を知っている必要があるからです。

ID33 1~2年が適切かと思います。施設保育士は理想ですが、現在、養成校卒業生からの就職希望がなかなかなく、施設

保育士資格を取ってまで、施設で働きたいという人が出るかどうかは不安なところです。

ID35 今までの経験で、単位取得の為に、仕方なく施設実習に臨むケースがあり、現場の職員・児童に不快な印象を与える場合もあった。保育士として採用される職場は幅は広いが、現状は施設実習も保育士の資格取得のためには欠かせない。就職先は保育所を望んでいても叶わない場合もあり、就職の為、施設保育士になる場合もありうる。上記の3(選択肢3のことー引用者)にすることによって特に専門性の必要な施設保育士として資格を得るのが望ましい。期間は、講義・実習等も含め1年は必要と思われる。

ID83 保育士は、保育士でも、それぞれ役割が違って来る為、「保育所保育士」と「施設保育士」を養成した方が良い。選択枠があることで、やりがいも出てき、自分の本当の目的が見えてくると思う。

ID7 と ID23 は「保育所保育士」の養成課程で施設実習を必修として、学生の進路を考えるきっかけとすべきと述べている。逆に、ID35 は「単位取得の為に、仕方なく」施設で実習する学生に否定的である。「保育所保育士」を養成する課程で、施設実習を導入するかしないかという問題は、学生の進路決定への貢献と、施設の負担という正負の側面を持つ。

そこで、「保育所保育士」を養成する課程において、施設で負担がないように、学内で指導をした後に数日程度の見学実習を取り入れることが考えられる。この見学実習で保育所以外の施設に関心を持った学生は、引き続き「施設保育士」養成課程に進むことができるのである。また、施設を全

く知らない保育士としないという効果があると思われる。

もう1点、就職に関して看過できないのが ID33 の意見である。果たして「施設保育士」を「保育所保育士」とは別に養成したところで、その希望者がいるのかという疑問である。ID35 の意見も、保育所に就職できなかったために、保育所以外の児童福祉施設に就職する保育士の存在を認めている。

確かにこの問題点に関しては、短大を卒業後、専攻科にわざわざ進学して「施設保育士」を取得する学生がいるのかという疑問が生じないわけではないが、大学については、「保育所保育士」と「施設保育士」の両方を取得できるカリキュラムとすることが考えられる。現在、保育士養成の場が短大から大学へと徐々に移行しつつあるため、保育士資格を二分しても、「施設保育士」の資格取得を希望する学生はいると考えられる。

○その他

ID24 2年間で保育士を養成し、その後施設保育士を養成するという形でよいと思う。2の選択肢はそれぞれ目的のある資格なので、施設保育士とは別で考えた方がよい。4の選択肢、大学院で学ぶこともよいのかもしれないが、学者を養成するわけではないので適さない。

ID24 は「介護福祉士」や「社会福祉士」は、あくまで保育とは別の目的を持つ資格であり、また大学院は「学者」を養成するところであるために「施設保育士」を養成するには適しないと述べている。

3-2-4. 選択肢4に関する自由記述
「4. 2年間(短期大学・専門学校)や

4年間（大学）で『保育所保育士』を養成し、大学院修士課程で『施設保育士』を養成する。」を選んだ回答者は、以下のような記述をしていた。

ID59 施設には保育園や認定子供園、乳児院、母子寮、肢体不自由児等の施設や児童養護施設、知的障害児施設等がありその機能、目的はそれぞれ違い同時に施設機能ごとにかかわる内容は大きく異なることも少なくない、中でも保育、療育中心の機能また、家庭的機能や社会生活上の援助（支援）機能などさまざまに多岐にわたっている分野にもかかわらず画一的であり、その意味では基礎部分と機能別に合わせた専門部分に分け分野ごとのより高度な保育士（専門職保育士！？）の養成が必要と思われる。

ID59 は保育所以外の児童福祉施設を総体として捉えており、どの施設にも対応できる「専門職保育士」を養成するには大学院修士課程が適切であると判断している。つまり、短期大学や専門学校の専攻課程、あるいは大学の3,4年次では、「専門職保育士」の養成には不十分であるというのである。「施設保育士」を是認する意見のいずれもが大学4年次相当までの資格取得を提案している中で、この意見だけが唯一、大学院修士課程での養成を述べている。

現行の幼稚園教員免許が二種免許、一種免許、専修免許を設定し、あるいは専門職大学院としての教職大学院が設置されることを保育士にも当てはめてみよう。短期大学・専門学校・大学1,2年次で「保育所保育士」、短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学3,4年次で「施設保育士」、大学院修士課程（専門職大学院）で「専門職保育士」となる。このような構想も、保育士の専門性向上や社会的地位向上のために求め

られるであろう。

3-2-5. 選択肢5に関する自由記述

「5. 2年間（短期大学・専門学校）や4年間（大学）で『保育所保育士』と『施設保育士』を別の資格として養成する。両方の資格の同時取得はできない。」を選んだ回答者は、以下のような記述をしていた。

ID9 ・対象児童の年齢層が保育所より厚く（0才～18才）なるために養護施設の場合は社会人となるための自立支援は人間としての成熟が求められる。・理論と実践を交互に学ぶカリキュラムが望ましい。・専門的スキルの取得は不可欠。（被虐待児対応、障害児対応など）

ID65 現養成課程は保育所保育を養成するためのカリキュラムに特化する傾向にあるため、施設保育士養成課程が必要と考える。

保育士以外の児童福祉施設に特化した保育士の養成を、別に行うべきであるという主張である。もちろん、「保育所保育士」と「施設保育士」の養成を別に行うと言っても、互いに共通する科目はあつてしかるべきである。共通履修科目、「保育所保育士」養成課程の履修科目、「施設保育士」養成課程の履修科目の3つに分けて科目を設定することになると考えられる。

3-2-6. 選択肢6に関する自由記述

「6. その他」を選んだ回答者は、以下のような記述をしていた。

ID8 2年間の養成課程期間中、学生に自由な選択肢(保育所or施設)があつてよいと思う。さらに、社会情勢の流れから見ても、今後は子どものみならず、親への支

援、虐待への理解等、心理的・専門的な資格も必要となるので、さらに1～2年で社会福祉士等の資格を取得できるようにする。

ID18 上記に記入の他にその4年間の養成の中で福祉士などの資格も取れるカリキュラムが組み込まれるとよりよいかと思われま

いずれも、保育所以外の児童福祉施設で働くことを希望する学生は、4年間の在学期間中に、従来の保育士養成課程に加えて社会福祉士養成課程を履修すべきであるとの意見である。これらは、現行の保育士養成課程か「保育所保育士」養成課程かの違いこそあれ、選択肢2と共通する回答内容である。

3-2-7. 選択肢には無回答だったが、自由記述欄に記入

選択肢から選ばなかったが、自由記述欄に記入した回答者は、以下のような記述をしていた。

ID51 保育園と施設とで分けて養成する必要がある。1年生は共通の学習とし2年生は専門的学習(保育or施設)を受ける。両方必要とする人はもう1年養成する。

ID51 の意見も、「保育所保育士」と「施設保育士」の養成課程として想定できるものであり、しかも十分に説得力があり検討に値するが、「両方必要とする」ことを、いつ、どの時点で決めるのかという問題が生じる。

4. まとめ

第1章では、「施設保育士」の養成課程と修業年限について尋ねた。改めて結果を

示すと、以下の通りである。

1. 「従来通り保育士を養成」
31.5% (29カ所)
 2. 「2年間で『保育所保育士』を養成し、更に1～2年で『社会福祉士』や『介護福祉士』を養成」
18.5% (17カ所)
 3. 「2年間で『保育所保育士』を養成し、更に1～2年で『施設保育士』を養成」
37.0% (34カ所)
 4. 「『保育所保育士』を養成し、大学院修士課程で『施設保育士』を養成」
1.1% (1カ所)
 5. 「『保育所保育士』と『施設保育士』を別に養成」
2.2% (2カ所)
 6. 「その他」
2.2% (2カ所)
- 無回答 5.4% (5カ所)
無効 2.2% (2カ所)

「従来通り保育士を養成」を選んだ施設の中には、授業科目の充実、学生の人格形成、現職教育の充実、修業年限の延長を求める意見もあり、現行の保育士養成課程に少なからぬ不満を持っていることが伺えた。

このほかの、「保育所保育士」と「施設保育士」を分けることを前提とした選択肢を選んだ施設にも、授業科目や実習の充実を図り、「施設保育士」としての専門性を高めるべきであるという意見が多かった。

これらの意見の一方で、「施設保育士」に対する否定的意見もあった。例えば、修業年限について、4年間の養成課程では在職期間がその分、短くなるとの意見である。あるいは、就職面について、保育士資格を2つに分けると進路選択を狭めることになる、あるいは高校卒業時点で保育所か施設

かを選ばせることは難しいという意見もあった。また、入学後に選ばせるとしても、「施設保育士」の希望者が果たしてどの程度いるのか疑問だという意見である。

保育士養成校の現状では、これ以上に履修科目を設定することは、特に短期大学など2年の修学期間しか設定していない学校では困難である。そのため、授業や実習の充実を図るとなると、修業年限の延長や、資格を保育所とその他の児童福祉施設に特化した者に分けるなどの対応が必要となる。

短期大学・専門学校・大学 1,2 年次で「(保育所) 保育士」、短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学 3,4 年次で「施設保育士」、大学院修士課程(専門職大学院)で「専門職保育士」を取得するという構想を提示することができる。「保育所保育士」の養成課程にも、保育所以外の児童福祉施設における実習を実施すべきという意見もある。また、「施設保育士」に関する科目の中に、社会福祉士試験に必要な基礎科目を履修させることも必要かもしれない。

1 年生は共通の学習とし、2 年生は保育所又はそれ以外の児童福祉施設に関する専門的学習を受け、両方の学習を必要とする人は、もう1年在学して学ぶという構想も興味深い。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「施設保育士養成カリキュラム開発に関する研究」
総括研究報告書

第2章 「施設保育士」という資格と言葉について

主任研究者 圓入 智仁（中村学園大学短期大学部）

〈要旨〉

『施設保育士』資格は、必要でしょうか」と質問を設定し、「とても必要だと思う」から「全く必要ないと思う」の4段階で問うた。さらに、「施設保育士」資格の意義や表現について自由記述での回答を求めた。「施設保育士」資格の創設に肯定的な回答が64.1%（59カ所）と、過半数であることが示された。

肯定的な意見の主な理由は、以下の通りである。○「保育所保育士」と「施設保育士」の専門性は違う○保育所以外の児童福祉施設で働く保育士の専門性の向上には必要○保育所以外の児童福祉施設でも、更に施設種ごとで専門性は異なっている○保育士と社会福祉士の間には、社会福祉に対する意識の差がある。

否定的な意見の主な理由は、以下の通りである。○現行の保育士養成課程を充実させるべき○現職研修を充実させるべき○「施設保育士」として一括することへの疑問。

否定的な回答を示した意見の中でも、自由記述欄には現行の保育士養成課程を充実させて欲しい、あるいは現職研修を実施すればよいとの要望が見られた。

また「施設保育士」や「専門保育士」、「専門養育士」といった表現について、賛否両論があった。

1. 問題設定

本研究では、「施設保育士」を保育所以外の児童福祉施設で働く保育士に特化した資格として想定している。またその言葉としては、「専門里親」や、「専門介護福祉士」の構想などから援用して、「専門保育士」という表現も考えられる。

調査票の問5では、『施設保育士』資格は、必要でしょうか」と質問を設定し、以下のような選択肢を準備した。

1. とても必要だと思う
2. やや必要だと思う
3. あまり必要ではないと思う

4. 全く必要ないと思う

またこの質問に続いて、『施設保育士』という資格の意義や、表現について、ご意見をお聞かせ下さい」との質問に対し、自由記述での回答を求めた。具体的には、次の頁掲載のような質問を行った。

(問5)「施設保育士」という資格と言葉について

「施設保育士」は、保育所以外の児童福祉施設で働く保育士に特化した資格として、想定しております。「専門里親」や「専門介護福祉士」構想などから援用して、「専門保育士」という表現も考えられます。

(問5-1)

「施設保育士」資格は、必要でしょうか。

あなたの考えに近い番号に、○をしてください。

とても必要だと思う	やや必要だと思う	あまり必要ではないと思う	全く必要ないと思う
1	2	3	4

(問5-2)

「施設保育士」という資格の意義や、表現について、ご意見をお聞かせ下さい

(回答欄)

2. 選択肢の回答

「1. とても必要だと思う」を選んだのは、25.0% (23カ所) であった。

「2. やや必要だと思う」を選んだのは、39.1% (36カ所) であった。

「3. あまり必要ではないと思う」を選んだのは、25.0% (23カ所) であった。

「4. 全く必要ないと思う」を選んだのは、4.3% (4カ所) であった。

これらの他に、無回答が 6.5% (6カ所) あった。

この回答状況から、「施設保育士」資格の創設に肯定的な回答 (1と2) が 64.1% (59カ所) と、過半数であることが示された。その一方で、否定的な回答 (3と4) が 29.3% (27カ所) あった。

3. 自由記述の回答

「施設保育士」という資格の意義や、表現に関する自由記述欄には、66.3% (61カ所) が記入していた。

3-1. 回答状況

まず選択肢ごとに、自由記述欄への回答の割合を示しておきたい。個々での母数は、それぞれの選択肢を選んだ回答数である。

「1. とても必要だと思う」

78.3% (23カ所中 18カ所)

「2. やや必要だと思う」

69.4% (36カ所中 25カ所)

「3. あまり必要ではないと思う」

56.0% (23カ所中 14カ所)

「4. 全く必要ないと思う」

75.0% (4カ所中 3カ所)

無回答 16.7% (6カ所中 1カ所)

合計 66.3% (92カ所中 61カ所)

自由記述による回答は、大きく、「施設保育士」という資格の意義と、その表現に分けて分析を進めたい。

3-2. 「施設保育士」という資格の意義に関する意見の分析

3-2-1. 「施設保育士」という資格に肯定的な考えを持つ意見

「施設保育士」という資格に肯定的な考えを持つ意見を持つ回答者は、以下のような記述をしていた。それぞれ、回答の内容を分類して述べていきたい。

○「保育所保育士」との違い

ID19 通常の保育とは違う専門性が必要のため。(「1. とても必要だと思う」)

ID44 “保育所保育士”の役割と比較したときに、基礎的なことは”施設保育士”としても変わらないと思いますが、発達に何らかの遅れがある子どもへの対応、家族支援、それらに必要と思われる社会資源の活用や連携など、深さや広さが求められてくるのではないかと思います。(「2. やや必要だと思う」)

ID67 経験上、保育所とは別の分野で様々な福祉サービスについては学んでおきたかったと思います。(「2. やや必要だと思う」)

ID69 施設保育士は、子どもを育てるうえからも、保育所保育士とはちがった役割があると思われる。対象者(児)にとって、育ちを任せる訳ですので、広い視野と、心が要求される。(「2. やや必要だと思う」)

ID70 保育園(所)で働く保育士と施設で働く保育士とは仕事内容が全く違うため専門的な知識が必要であると思う。(「1.

とても必要だと思う」)

ID73 保育所以外の施設においては、様々な性質の児童が集約されており、また、年齢幅も広いことから、より高度な専門知識が要求される。これに対応できる専門資格が創設されれば、意義のあることと思う。(「2. やや必要だと思う」)

ID74 保育所と施設は仕事内容が大きく違います。だからこそ「施設保育士」という資格があることにより、施設に働く保育士自らが専門性を認識できると思う。(「1. とても必要だと思う」)

ID84 保育所での業務内容と、施設での業務内容は異なる部分が多いので、養成内容に違いがあって良いと思う。ただ、専門的知識のみに偏ると、バランスに欠ける部分もあるのではないのでしょうか…。(「2. やや必要だと思う」)

以上の回答は、「保育所保育士」と「施設保育士」を比較検討した上で、「施設保育士」の意義を認める意見である。ID44の通り、両者に共通する「基礎的なこと」はあるが、「施設保育士」には、「保育所保育士」とは違った役割、仕事内容があるのだという指摘である。具体的には、発達に何らかの遅れがある子どもへの対応、家族支援、それらに必要と思われる社会資源の活用や連携などの福祉サービスという専門性である。

○保育所以外の児童福祉施設で働く保育士の専門性向上

ID2 施設勤務に必要な単位を設定し、施設保育士>保育士という資格にすればいい。(「2. やや必要だと思う」)

ID3 施設の保育士は福祉観が必要である。(「2. やや必要だと思う」)

ID6 支援していくため、いろいろなことが求められていくとても大切な職種です。ますます必要になってきます。時代の流れと共に一番重要な意味を持ってくるものと感じている。(「1. とても必要だと思う」)

ID8 現在、保育士は、子への援助はもちろんのこと、親への支援、虐待の対応、関わりの難しい(精神病)保護者への対応等、心理的専門的な知識や技術も要求される。施設専門保育士は更に広範囲で深い分野までの勉強が必要になってくると思う。(「2. やや必要だと思う」)

ID22 施設で働いている保育士資格をもった人達の姿を見るにつけ、欠落している部分が目に入ります。より生活の専門性を重視するというのであれば「施設保育士」という資格があつて然るべきだと思います。(「2. やや必要だと思う」)

ID23 保育士を目指す学生は、子どもに関心があり、子どもとかわりたいと思っている人達で、保育所を就職先として希望していても、施設実習を経験する中で進路変更することはありえる。(私がそうでした。)施設保育士になるには、保育所保育士より専門的なことを学ぶ必要はあるが、子育てが基本なので、保育所保育士が学ぶべきことをすべて学んだ上で、専門的なことを学んだ方が良い。(いくつかは並列して学べればよい。)そして保育所希望の保育士がいつでも施設に進路変更できる余地を残しておくべきである。(「2. やや必要だと思う」)

ID36 処遇困難児童に専門的なかわりをするのできる資格ということであつてもよいと思ひます。(「2. やや必要だと思ひ」)

ID58 専門性も必要だが、乳幼児の発達やその集団保育についてなど、幅広い知識や経験がなければ、施設保育士としては対応することができないと思ひ。(「2. やや必要だと思ひ」)

ID64 より専門的な知識や技術の取得のためには、今後必要になってくると思ひます。(「2. やや必要だと思ひ」)

ID79 専門性を生かすという観点から見れば必要であるが、幼児教育そのものは同じだと思ひ。(「2. やや必要だと思ひ」)

ID81 施設処遇について専門性を有すると思われる。(「2. やや必要だと思ひ」)

これらは、「施設保育士」資格の取得を通して、保育所以外の児童福祉施設で働く保育士の専門性向上を述べている意見である。ID2, 23 が主張するのは、基礎的資格としての保育士と、さらに専門性を持つ「施設保育士」という位置づけである。これはID58, 79 の、幼児に対する幅広い知識や経験という共通する部分と、「施設保育士」としての専門性の両立を指摘する意見に通じている。

さらに、ID3 は「福祉観」を、ID36, 81 は施設処遇についての専門性の獲得を、「施設保育士」に期待している。

○施設種ごとの専門性

ID21 児童福祉施設も多種多様であり、それ

ぞれ求められる専門性が異なる為、施設で働く意思のある学生さんには別の資格を設けられるとよいと思ひます。(「1. とても必要だと思ひ」)

ID24 保育所その他の施設とでは子どもを保育する視点が変わってくると思ひ。養護施設で働くことと保育所で働くのでは大きな違いがあるので資格があるならばあつた方がよいと思ひ。(「2. やや必要だと思ひ」)

ID29 施設内に様々な障害を持っている児童や養護性の高い児童(虐待児含)が増えている中で、専門職としての「施設保育士」は必要だと思ひ。(「1. とても必要だと思ひ」)

ID54 ・障害児施設(知的、肢体等)、養護施設、児童自立支援施設等、児童福祉施設と一括りにされているが、それぞれに全く違つた児童を対象とし、処遇技術等もそれぞれ違いが明らかであり、単一の保育という資格のみで対応するには無理があると思ひます。また、公立は別として、民間立の職員の処遇(賃金面も含め)も十分ではなく、せつかく熱意を持って就職しても長続きしにくい現状から、専門職としての位置づけをはかつていく必要もあると思ひます。(「1. とても必要だと思ひ」)

ID66 働く場所により、知識や技能は異なるのではないのでしょうか。現在の児童福祉法で定められている施設の中でも、資格要件として保育がありますが、乳児院、知的障害、肢体不自由児、難聴幼児、養護施設等で働く保育士はそれぞれの専門的知識、技能が求められていると思ひます。子供のすこやかな発達支援とひとく

りでまとめられたら大変です。基本は同じでも手法が異なるのではないのでしょうか。広く浅く対応できる能力が求められています。(「1. とても必要だと思う」)

ID86 厳密の意味では人間を相手とする仕事の共通点は多いと思いますがプラスそれぞれの分野での資格は違うと思う。(「1. とても必要だと思う」)

上記の意見は、多様な当該児童福祉施設に必要な保育の知識や技能がそれぞれであることを指摘している。確かに各施設種ごとに専門性が異なるため、「ひとくくりでまとめられたら大変」(ID66)、「単一の保育という資格のみで対応するには無理がある」(ID54)という意見にも頷けよう。「施設保育士」養成にあたっては、ある特定の施設種だけを想定するのではなく、複数の施設における保育に関する知識や技能を、選択必修とすることが必要である。

ID54 は専門職としての社会的地位向上に、「施設保育士」資格が役割を果たすことを期待している。現行の保育資格にも言えることだが、いったん、「施設保育士」資格を取得すれば、自らが抱える「(施設)保育士」としての看板を常に意識して、保育に関する知識や技術を獲得しようと努力する意欲につながることも期待できる。

○児童養護施設の専門性

ID53 児童養護施設は児童の「生活の場」と云う特異な面を有する施設であり、その役割も児童の「養護」の他に「自立支援」と「地域の子育て支援」の機能を果たすことが期待されています。しかし、目前の「養護」にほとんどの労力を費やしているのが現状です。施設内ソーシャル・ワーカーに到っては、業務内容も暗中模索の

状態にあります。こうした社会的ニーズに対応するには、新しい教育目標とカリキュラムによる教育を受けた、より専門性の高い「施設保育士」への期待も大きいと考えられます。(「1. とても必要だと思う」)

ID53 は、特に児童養護施設における「施設保育士」資格の意義を述べている。児童養護施設の保育士には「養護」、「自立支援」、「地域の子育て支援」といった役割が期待されており、保育士養成校において、これらの専門性を学んでおくことが求められる。現行の保育士養成課程では、明らかに不十分であろう。まして、施設内ソーシャル・ワーカーに関しては、その機能や役割以前に、名称すらほとんど触れることがないまま、保育士養成校を卒業するのである。

○障害児施設の専門性

ID7 施設の中ではとかかく医療職(NS)の下に位置付けられ、専門性が発揮されない場面が多く、施設で働く専門の保育士として、保育士の地位向上と専門性の開発のため、意義あるものと期待しております。(「2. やや必要だと思う」)

ID11 保育所保育士と同様、乳幼児の保育を体験したり、理論的に知っておく必要が施設保育士にも必要です。特に障害児に関しては、この障害のもっている特徴等を把握することにより、より子どもへの配慮やサービスが提供していけるのではないかと考えます。(「2. やや必要だと思う」)

ID17 施設といっても多種類あり、内容もそれぞれに違うと思います。重症心身障害

児者の施設では特に医療的な知識が要求されます。「医療保育士」を養成しているという動きもあります。(「1. とても必要だと思う」)

ID47 ・「施設保育士」が「専門保育士」との想定であれば、今後は、必要であるのではと思います。・現在、知的障害児通園施設は少子化でも定員を割ることはなく自閉症児の割合が多く通園しています。また、外来相談においても軽度発達障害の子どもの療育相談を受けることがあります。地域の保育園、幼稚園の職員からも集団に入りにくい子や保育(指導)しづらい子どもさんの相談があります。このことから、子どもの発達(定型発達及び偏りのある発達)や援助についての専門家が必要だと思います。(「2. やや必要だと思う」)

保育士は、「専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」(児童福祉法第18条の4)。「児童」にはもちろん、障がいをもつ子どもも含まれるのであるが、現行の保育士養成課程では、保育士が障がいをもつ子どもの「専門家」として胸を張って言い切れる養成を行っているとは到底、言える状況ではない。ID7の言うとおりに、保育士の位置づけが相対的に低くなってしまうこともある。だからこそ、ID17が紹介するとおり、「医療保育士」という資格の認定が日本医療保育学会によって開始されているのである。

知的障がい、身体障がい、そして発達障がいに関して、より広く深い知識や技術を持った「施設保育士」の養成が求められている。

○社会福祉士との格差

ID15 やはり保育所の保育士よりはるかに専門的な知識や態度が必要だと考える。現に、福祉系大学を卒業した者と保育士との間で格差が生じ、問題となっている。(職員間や児童との関係において)事例をいくつも耳にしている。同じ施設で一緒に援助を行う上、最低限の価値観の共有をはかるべきだし、その共有をはかるためにも、「施設保育士」の意義は大いにあると考える。(「1. とても必要だと思う」)

ID15 のいう「福祉系大学を卒業した者と保育との間で格差が生じていることの、具体的な内容が分からないが、これは福祉に対する価値観のズレを指摘しているのであろう。保育士資格を取得する動機のほとんどが、「子どもが好きだから」であり、「福祉に関心があるから」保育士資格を取得しようという学生は、ほとんどないと考えられる。

その一方で、社会福祉士資格を取得しようという学生は、児童、障がい児・者、高齢者、低所得者など福祉全般あるいはその一部に対する強い関心があると考えられる。

これでは、同じ社会福祉に関する国家資格であるとしても、「福祉」に対する見方や考え方、そして福祉に関する知識や技術に、「格差」とも言うべきズレが生じることは否めない。

同じ児童福祉施設という職場で、保育士と社会福祉士が価値観を共有するためには、保育士には社会福祉という見方や考え方、そして社会福祉士には子どもの発達や成長についての、更なる学習が必要となる。保育士に関しては「施設保育士」の養成において、対応できるのではないだろうか。

○漠然とした肯定的意見

ID16 児童の福祉施設で働く保育士という括りでの資格として存在してよいのではと思います。(「2. やや必要だと思う」)

ID32 現代社会のニーズにこたえられるより専門的資格あるいは人材として貢献度が認められると思う。(「2. やや必要だと思う」)

ID35 施設保育士という資格は意義があると思う。(「1. とても必要だと思う」)

ID60 とても重要な意味があります。(「1. とても必要だと思う」)

これらは特に理由を詳述してはいないが、「施設保育士」の存在意義を認め、その必要性を感じている回答である。

○時期尚早

ID82 必要だとは思うが、時期早々と考えます。しかし、将来必ずや必要になってくるものと考えます。言葉の先走りではなく、それに付随した設問については関係諸先生たちの協議・検討が今後、具体的に進めていただく事が先決だと考えます。(「1. とても必要だと思う」)

「施設保育士」は必要と考えるが、時期尚早であるとの意見である。「施設保育士」資格に関する議論は始まったばかりであり、これから時間をかけて、保育士や保育士養成校の関係者、そして保育所を含めた児童福祉施設の利用者や保護者を巻き込んだ、深い検討をしていくべき課題である。

○「保育所保育士」と「施設保育士」を分

けることへの異議

ID37 本来保育士は子どもたちの育ちを手助けしていく職業だと思います。発達をどう捉えていくか、その子の発達に必要なものを与えていくことができることが必要とされます。施設・保育所いずれも必要とされますが、専門的な知識はどちらかが持てばよいものではなく、双方が知っていることで全体のレベルは上がっていくものと思います。限定せずに進めるほうがよいようにも思います。(「2. やや必要だと思う」)

本研究では、現行の保育士資格を分離して、「保育所保育士」と「施設保育士」を新たに創設することの意義と可能性を探っている。「保育所保育士」を基礎資格として「施設保育士」を上級資格とするのか、あるいは現行の保育士資格を基礎資格として、その上に保育所以外の児童福祉施設に関して深く学んだ保育士に「施設保育士」あるいは「専門保育士」の資格を付与するのか。そして、これらのカリキュラムをどの様に構成するのか。これらの課題に取り組むと同時に、ID37の述べる通り、これらの資格設定における共通点も、探るべき課題であると考えている。

○資格制度への疑問

ID34 資格よりも資質を大切にしたい。資格制度が万能ではないとする考えもある。(「2. やや必要だと思う」)

資格制度が万能ではないことは、福祉に限らず、多くの場面で聞かれることである。資格が重要なのではなく、その人となりが必要である、との意見である。保育のように対人援助を業務とする職種にあっては、

「その人はどんな人なのか」という点が、利用時・者との関係構築に大きく影響するのである。保育士養成校において、保育に関する知識や技術に加えて、「人間性」教育をどれだけ展開できるかが問われている。

3-2-1. 「施設保育士」という資格に否定的な考えを持つ意見

「施設保育士」という資格に否定的な考えを持つ意見を持つ回答者は、以下のような記述をしていた。それぞれ、回答の内容を分類して述べていきたい。

○現行の保育士養成課程の充実

ID39 施設保育士と保育士の区別は必要ないと思うが、保育士養成校でのカリキュラム内に施設に関連する科目を増やすといいと思う。(「3. あまり必要ではないと思う」)

ID41 社会福祉施設である、保育園なのだから、保育士資格取得に、もっと福祉の勉強を充実させるべきではないかと思う。(「3. あまり必要ではないと思う」)

ID46 児童施設も障害者自立支援法により今後多様化して行く事と思います。その時に対応できる保育士資格で良いのではないか。特に「施設保育士」と云う資格は必要ないのではないのでしょうか。(「3. あまり必要ではないと思う」)

ID48 資格が必要なのではなく、施設特有の勉強が多少、多めにあるいは、半分は必要かとも思います。(「4. 全く必要ないと思う」)

ID87 養成過程ではあまり細かく分けるべき

ではない。巾広い勉強が必要と思う。(「3. あまり必要ではないと思う」)

「施設保育士」という資格に必要性は感じないが、施設に関連する科目を増やすべき(ID39, 48)、保育園も児童福祉施設なのだから、福祉に関する科目を設定するべき(ID41)、という主張である。幅の広い学習が求められていることは自明である。しかし、現行の2年を前提とした保育士養成課程では、これ以上に科目を設定することは時間割上、非常に困難である。もっとも、同時に幼稚園教諭など他の資格や免許を取得させようと時間割を組んでいることも影響しているが、これは受験生を集めるためという、保育士養成校側の論理である。

○現職研修の充実

ID12 施設を希望している人には、ある程度の専門知識してほしいので、選択で単位が足りない人はある一定の研修を受けるのがよいかと思います。研修期間中は正職員ではなく、研修後、正職とするなど…。(「3. あまり必要ではないと思う」)

ID61 保育士でなければならない必要性はない。むしろ施設に転職した段階で必要な研修(履修しないと職員になれない等)を導入していったほうが良いのではないか。(「3. あまり必要ではないと思う」)

上と同じく、「施設保育士」という資格の必要性は感じないが、保育所以外の児童福祉施設に就職するにあたっては、何らかの研修を受けてもらいたいとの意見である。こういった研修制度と、「施設保育士」資格は競合するものではないと考えられ

る。

「施設保育士」資格を取得した後も、随時、必要な研修を受けて保育に関する知識や技術を磨くことは、保育士だけでなく社会福祉に関係する資格を持つ者には常に求められていることである。

○「施設保育士」として一括することに疑問

ID28 施設は多様化しているのですが、そのための養成は無理ではないだろうか。（「3. あまり必要ではないと思う」）

ID49 施設といっても、身障、知的の成人、児童、養護、自立支援など内容対象者は様々であり、必要とする知識も全く違う。一律に「施設保育士」の資格としてくくっても、あまり意味がないのでは。例)重度の知的障害児、者相手では、介護的な関わりも多い。私自身は仕事をしながら介護福祉士の資格を取った。施設によって、必要とされるスキルは異なってくる。（「3. あまり必要ではないと思う」）

ID71 個人的には意義は認めません。仮にそういう資格を作っても、その次には、もっと多岐に、例えば「障害児保育士」（これももっとわけられます）「乳児保育士」…などと枝分かれしていくのが目に見えています。間口は広くてもいい、就職してから専門的な勉強をしていけばいいと思います。「保育士」資格の要（カナメ）さえしっかりと押さえておけば、と思います。（「4. 全く必要ないと思う」）

これらの意見も一理ある。保育所と、保育所以外の児童福祉施設における保育士の資格を分離するとなると、次の資格分離と

して、各施設主語との資格を創設しようということにもなりかねない。多岐にわたる保育所以外の児童福祉施設における保育を、どの様に学ぶのか、現行の保育士養成課程でも悩ましい問題である。ただ、ID71の言うとおりに、就職してから専門的な勉強をしていけばいいという意見は、保育士養成校の存在意義に関わる問題である。

○その他の意見

ID14 ・従来、保育士養成校では、保育所や施設のどちらでも対応できる保育士を養成しているのではないのでしょうか。・施設保育士を特化した資格とするなら、施設で5年～10年の実務年数により認定する。（「3. あまり必要ではないと思う」）

ID18 「保育士」で十分だと思います。（「4. 全く必要ないと思う」）

ID20 保育士は保育士でしょう。（「3. あまり必要ではないと思う」）

ID76 施設限定というイメージで、狭い感じがする。（「3. あまり必要ではないと思う」）

ID88 同一法人において、保育所と施設を経営している法人もあることを考えると、分ける必要があるのでしょうか。（「3. あまり必要ではないと思う」）

ID89 当方は、乳児院でありますので、別に施設保育士でなくても良いのではないかと思います。しかし、児童養護施設、児童自立支援施設、知的障害児施設、情緒障害児施設等、養護の専門性の高い施設においては必要かと思う。（「3. あまり

必要ではないと思う」)

ID92 長期にわたり働き続けることや、色々な社会的背景の中で、専門的な知識や経験を持つ保育士の存在意義は大きく、人との信頼関係を築く大前提には欠かせない存在だと思います。(「3. あまり必要ではないと思う」)

ID14 の指摘は重要である。保育士養成校では本来的に、保育所を含めた全ての児童福祉施設で働くことのできる保育士を養成するべきなのである。しかし、現行の保育士養成課程をみると保育所保育士に偏った内容であることは否めず、また学生もほとんどが保育所に就職する希望を持っており、それ以外の児童福祉施設にはあまり関心を持たずに入学してくる。その背景には、高校の進路指導や、保育士養成校の学生募集の方法に問題があるのかもしれない。勢い、保育士養成校の教員が、ますます保育所を重視した授業内容を展開することになるのである。

その一方で、当初から保育所以外の児童福祉施設に就職を希望する学生も少なからず存在している。保育士養成校として、こういった学生に対して十分な養成カリキュラムを提供できていると自信を持って言える学校がどれだけあるだろうか。

もはや、本来的な保育士を養成することが、各保育士養成校では困難になっているのである。

ID88 は施設の経営面、人的配置面から「保育所保育士」と「施設保育士」の分離に異議を唱えている。この問題も、「保育所保育士」を基礎資格として、その上に「施設保育士」資格を設定すれば、後者を持つ者は前者をも持つことになるので、人的配置面の問題は生じないのではないだろうか。

なお ID92 は、障がい児の施設に勤める保育士に関して述べた文章である。障がいをもつ人々やその周りで支える人々にとつての、保育士の存在意義を述べている。

3-2-3. 「施設保育士」という資格について無回答だった施設の意見

「施設保育士」という資格について肯定的否定的何れの立場も表明しなかった回答者は、以下のような記述をしていた。

ID50 仕事の間を施設と決めて学ぶことはよいことだと思いますが、現場では、いろいろな職種の人が一緒に働きながら質を高めていくことも大切だと思います。(同一の職種で構成されると、様々な考え方ができにくいのではないかと懸念される。)

様々な職種の人が一緒に働くことの有意義さを訴えている。ある特定の見方や考え方に偏っている組織よりも、複数の見方や考え方を持つ組織の方が優れていることに意義はない。互いに補いながら、また互いに刺激し合いながら質を高めていくことができるか等のである。もちろん、「施設保育士」資格を取得した後も、例えば社会福祉士や介護福祉士などの資格を取得することを妨げるものではない。1人の保育士が、様々な資格を取得することで、違ったもの見方や考え方を身につけることができるのではないだろうか。

3-3. 「施設保育士」という表現に関する意見の分析

自由記述欄では、「施設保育士」という表現についての意見も同時に尋ねていた。以下、回答を分類して提示する。

○「施設保育士」について

ID22 表現については「施設保育士」でよいでしょう。しかし、とくにこだわってはいません。(「2. やや必要だと思う」)

ID35 表現についてもよいと思う。(「1. とても必要だと思う」)

ID52 「施設保育士」というと、施設ということばそのもののイメージがあまり良くないと思います。(「2. やや必要だと思う」)

ID67 “施設”という表現には違和感を覚えます。反対、というわけではありませんが、もっと良い表現はないものでしょうか。(「2. やや必要だと思う」)

ID70 表現の仕方は「施設保育士」でかまわないと思う。(「1. とても必要だと思う」)

上記の通り、「施設保育士」という表現を積極的に支持する意見は少なかった。ID52, 67 のように再考を促す意見もあった。

○「専門保育士」について

ID15 「施設保育士」という表現はわかりやすいが、誤解も受けやすい表現のように思う。「専門保育士」の方がよいと思う。(「1. とても必要だと思う」)

ID38 「施設保育士」というよりは「専門保育士」の方がよいように思います。(「2. やや必要だと思う」)

ID44 表現については、“施設保育士”よりも“専門保育士”などの方がいいのでは(“施設”に対するイメージがそれぞれだと

思うので)ないかと思います。(「2. やや必要だと思う」)

ID60 専門保育士という表現に賛成です。(「1. とても必要だと思う」)

ID92 専門保育士という表現は、何の専門なのかがわかりにくく、再検討の必要性を感じました。(「3. あまり必要ではないと思う」)

「施設保育士」と併置して「専門保育士」も提案したが、前者より後者の方が印象として良かったのであろうか、支持する意見がある。ただ、ID92 の通り「何の専門なのかが分からない」との意見もあった。

○「専門養育士」について

ID9 「保育」は乳幼児を保護し育てるという意味があります。対象児の年齢を考えると資格名としては適切ではないと思います。指導員という表現も職場では、読みにくいと思います。「施設保育士」「専門養育士」という表現が内容的には適うように思います。(「1. とても必要だと思う」)

ID91 「専門保育士」「専門養育士」←保育設定で動くことも多いですが生活そのもので子どもたちは養育され育っていきますので。(「1. とても必要だと思う」)

子ども達の生活を支援するという意味で、「専門養育士」という表現を提案したのだと考えられるが、同じ言葉を ID9, 91 が提案している。

○その他

「専門養育士」といった表現について、賛否両論があった。

ID32 表現としては現段階では回答できません。(「2. やや必要だと思う」)

ID80 表現についてはあまり拘わらない。(「1. とても必要だと思う」)

本研究で使うところの「施設保育士」を、どのように表現するのか。この課題も乗り越える必要がある。

4. まとめ

「施設保育士」資格の創設に肯定的な回答が、64.1% (59カ所) と過半数であった。その一方で、否定的な回答が 29.3% (27カ所) あった。

肯定的な意見の主な理由は、以下の通りである。

- 「保育所保育士」と「施設保育士」の専門性は違う
- 保育所以外の児童福祉施設で働く保育士の専門性の向上には必要
- 保育所以外の児童福祉施設でも、更に施設種ごとに専門性は異なっている
- 保育士と社会福祉士の間には、社会福祉に対する意識の差がある

否定的な意見の主な理由は、以下の通りである。

- 現行の保育士養成課程を充実させるべき
- 現職研修を充実させるべき
- 「施設保育士」として一括することへの疑問

ただし、否定的な回答を示した意見の中でも、自由記述欄には現行の保育士養成課程を充実させて欲しい、あるいは現職研修を実施すればよいとの要望が見られた。明らかに、現行の保育士養成課程への不満であり、これから対応していかなければならない。

また「施設保育士」や「専門保育士」、